認可保育所

認可の手引き

令和８年１月改訂

仙　　台　　市

１．認可保育所の概要

（１）位置づけ　児童福祉施設　（児童福祉法（以下「法」という。）第７条）

（２）目的　保育を必要とする乳児（0 歳児）又は幼児（１～5 歳児）の保育（法第 39 条）

（３）実施責任者　市町村（福祉事務所）　（法第 24 条第１項）

（４）設置者　市町村、社会福祉法人、学校法人、株式会社等法人

（５）入所対象児童　保護者の就労や病気等、条例で定める事由により保育を必要とする乳児及び幼児

（６）費用負担　市町村が運営者に支払い　（法第 51 条第５号）

２．認可及び確認について

認可保育所の設置及び運営にあたっては、「認可」（法第 35 条）及び子ども・子育て支援法による「確認」（子ども・子育て支援法第 31 条）の両方を受ける必要があります。

３．設置者要件

仙台市私立保育所設置認可要綱第４条に記載しております。

① 設置者と経営者が同一の者であること。ただし、保育所の経営について、設置者と経営者が別であることに支障がないと市長が認める場合を除く。

② 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

③ 実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業において２年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

④ 法第 35 条第５項第４号に掲げる基準に該当しないこと。

⑤ 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していないとともに、保育所を経営することについて支障をきたすおそれがあると認められないこと。

※設置事前協議書類を提出いただく際に、財務諸表及び資金計画を併せて提出いただきます。

※「支障をきたすおそれがあると認められないこと」については、提出された財務諸表等に基づいて総合的に審査いたしますが、この要件に適合しないと判断するポイントの一例として「債務超過の状態にあること」がございます。

⑥ 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

⑦ 保育所の年間事業費の 12 分の１以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

４．土地・建物について

不動産を新たに取得又は賃借する場合には、設置事前協議書類提出時点で取得又は賃借が確実に見込まれることが必要です（確約書を提出いただきます）。

また、土地や建築に関する関係法令等について十分確認をしてください。

社会福祉法人が設置する場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日付通知雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号）を満たすことが必要です。

社会福祉法人以外が不動産の貸与を受けて施設を設置する場合は、以下を満たすことが必要です。

・以下の場合を除き、原則として地上権又は賃借権を登記すること。

→建物の賃貸借期間が賃貸借契約書において 10 年以上とされていること。

→貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力が高い者である場合。

・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

・安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための 1 年間の賃借料に相当する額と 1 千万円（1 年間の賃借料が 1 千万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

5．定員等の基準

（1）定員

① 20 名以上とすること。

② 乳児及び幼児の全ての年齢を対象とすること。

③ 上の年齢の児童数が下の年齢の児童数と同数又はそれ以上であること。

④ 小規模保育事業からの移行の場合やその他既に児童の保育を行っている場合にあっては、当該児童の就学までの間、引き続き当該児童の保育を行うことができる定員とすること。

（2）開所日及び開所時間

開 所 日：日曜祝祭日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除いた日

※上記の日にも保育を行うこともできます。（休日保育）

※その場合、実施に係る準備等に対して助成金の対象となる場合があります。

開所時間：11 時間以上（平日は延長保育を含めた 12 時間以上）

（3）食事の提供

保育所においては自園調理（一定の要件のもと委託することも可能）による食事の提供が必要です。ただし、次の要件を満たす場合は、満 3 歳以上の幼児の食事を外部搬入により行うことができます。

① 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

② 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

③ 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。

④ 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

⑤ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

６．施設整備に関する基準

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚生省令第 63 号）・「仙台市児童福祉法の施行に関する条例」・「仙台市私立保育所設置認可要綱」・建築基準法及び建築基準法施行令・消防法・仙台市ひとにやさしいまちづくり条例等に定める基準を満たすこととしています。主な設備基準は下記のとおりですが、必要事項を全て網羅したものではないため、関係法令等を漏れなくご確認いただきますよう、お願いいたします。

（１）構造

保育室等を 2 階に設ける場合は、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（※ロ準耐は不可）とし、屋外階段等を設置すること。なお、保育室等を 3 階以上に設ける場合は、耐火建築物に限ります。

また、新耐震基準に合致していること。

（２）保育室

乳児室（0 歳児室）5.00 ㎡／人、1 歳児室 3.30 ㎡／人、2 歳児以上 1.98 ㎡／人

※面積はいずれも有効面積

なお各室には手洗い場を設ける（定員 60 人未満の場合は、乳児室を除き廊下等への共用スペースへの設置も可）と共に、乳児室には手洗い場の付いた便所を設置すること。

乳児室は他の部屋と独立して設置し、調乳室、沐浴室を設置するよう努めること。

（３）屋外遊戯場（以下「園庭」という。）

2 歳以上児数×3.3 ㎡

原則として敷地内に設置すること。ただし、園庭に代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあれば、これに代わることが認められることもありますが、敷地内に物理的に設置できない等の場合に限ります。

代替園庭は、トイレ水飲み場を備えていること、幼児の足で問題なく移動できる距離であること。

（４）遊戯室

満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には原則として 3 歳以上児が一同に集まり行事を行うことができる広さの遊戯室を設置すること。

（５）便所等

幼児用便器については概ね 10 人に 1 個の割合で設置すると共に、職員用便所を設置すること。便所内には手洗い場を設けること。

（６）給食スペース

厨房の他、検収スペース、食材を保管するスペースを設けるとともに、調理員専用便所、ロッカー及び厨房用洗濯機を設置すること。

（７）駐車場

原則として入所定員の 1 割以上の施設利用者用駐車スペース（大型の自家用車の駐車を想定して区画することを推奨）を確保するとともに、車いす使用者用駐車スペースを設けること。

保護者等が周辺に路上駐車を行わないような対策を行うこと。

（8）転落防止

保育室等その他乳児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

（9）階段（保育室等を 3 階以上に設ける場合）

保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等からの階段のうち 1 つの階段に至る距離は、30ｍ以下とすること。（直線距離ではなく歩行距離とし、実際の測定は保育室等の最も遠い部分から行うこと）

（10）内部仕様

カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては防炎処理が施されているとともに、保育室等を 3 階以上に設ける場合は、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で行うこと。

（11）火災通報装置（保育室等を 3 階以上に設ける場合）

非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

（12）その他

・入所児童の概ね3割以上の3歳未満児を入所させることができる施設の構造及び設備を有すること。
・特定地域型保育事業からの受入れを考慮し、2 歳児と 3 歳児の定員の差をできるだけ多く設定することが望ましいこと。また、受入に関しては各事業者からの協議に積極的に応じること。
・整備予定地近隣住民に対して保育所設置に理解を求めること。
・一方通行や進入制限等送迎時のアクセスに問題がなく、渋滞対策が講じられていること。
・パチンコ店の 2 階や店舗型性風俗特殊営業施設の隣への設置等、保育環境に著しく影響がある場所には設置しないこと。また、風俗営業施設周辺に設置する場合は、周辺地域での説明会の開催等により、周辺地権者の理解を得ること。
・「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいた整備を行い、適合証を取得すること。
（担当　建築指導課、各区街並み形成課）
・「仙台市杜の都の環境をつくる条例」に基づいた整備を行うこと。（担当　百年の杜推進課）

なお、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業など）を実施する場合は、使用用途に応じたスペースを施設内に確保することが必要になります。

また、開所にあたっては、防犯設備の設置等についてもご検討いただくなど、こどもにとって安全な保育環境の確保に努めてください。

7．運営に関する基準

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（内閣府令第 39 号）に定める基準を満たすこととしています。

8．必要職員

（1）施設長

児童福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

また、「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」（昭和 47 年 5 月 17 日社庶第 83 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）ほか関係通知に社会福祉施設の長の資格が示されています。

（2）保育士

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚生省令第 63 号）・「仙台市児童福祉法の施行に関する条例」・「仙台市私立保育所設置認可要綱」で定められた数の保育士を常勤により配置する必要があります。また直接処遇職員は、全員保育士の登録者である必要があります。

なお、配置基準については変更となる可能性があります。

クラス年齢	必要人数
0 歳児	児童 3 人につき 1 人
1 ・ 2 歳児	児童 6 人につき 1 人
3 歳児	児童 1 5 人につき 1 人（R9.4.1 から適用）
4 ・ 5 歳児	児童 2 5 人につき 1 人（R9.4.1 から適用）

※　常勤保育士：

① 保育所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している者

② 上記以外の者であって、1 日 6 時間以上かつ 1 月について 20 日以上勤務するもの。

③ 上記のほか、フリー保育士（保育所において組またはグループを専ら担当しない常勤の保育士で、保育所の長でない者）を 1 名以上配置する必要があります。

また、委託費の各種加算措置や地域子ども・子育て支援事業の実施のため、通常の保育を上回る保育士を配置することが必要な場合もあります。

（3）調理員

調理業務の委託が可能（別途、本市への事前協議が必要）ですが、施設内での調理となります。原則として外部からの搬入は認められません。

（4）栄養士又は管理栄養士

1 人以上配置します。

（5）嘱託医

1 人以上配置します。

９．入所の手順

（１）情報提供

施設より提供のあった情報（施設概要や入所可能情報等）については、市のホームページ、各区役所・総合支所等で公開します。

（２）利用申込等

【利用までの流れ】

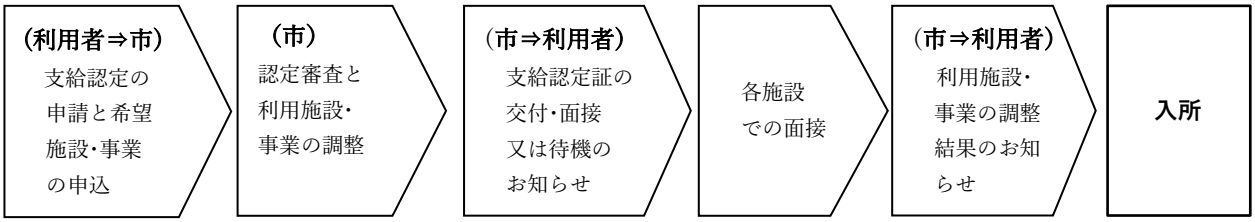

１０．公定価格（委託費）

児童福祉法第 51 条第 5 号の規定により、保育所が保育の実施に要する費用（公定価格）は、本市から委託費として支給します。公定価格は、定員規模、地域等により、基本分単価（入所児童一人あたりの委託費の月額単価）が定められており、これに実際に入所する児童数を乗じて得た金額の合計になります。

なお、一定の要件を満たす場合には、基本分単価に主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算、処遇改善等加算、賃借料加算等が加算されます。

※構造イメージ

公定価格　＝　基本額（人件費・管理費・事業費）
＋
加算額（主に人件費、管理費、地域に応じた加算等）

１１．開所後の運営について

（１）立入検査等

仙台市は、保育所が適正な保育を実施しているか調査・確認するため、必要な事項についての報告を求め、立入調査を行います。また、立入調査の結果、必要がある場合は、改善指導等を行います。

（２）指導事項の遵守

認可後の運営については、保育面での指導のほか、決算を始めとする会計処理等について本市の指導に従う必要があります。

（３）認可の取消し

認可を受けた施設として運営を継続することが不適当と認められる事実等が生じたときは、認可を取り消す場合があります。

１２．開所までのスケジュール

保育所の開所までの流れは、次のとおりです。締切を過ぎてからの協議は受け付けません。

<table>
<tr><th>時期</th><th>整備を伴う場合</th><th>整備を伴わない場合</th></tr>
<tr><td>開所前々年度　12 月～</td><td>事前協議</td><td></td></tr>
<tr><td>～2 月</td><td>設置事前協議書類の提出締切</td><td></td></tr>
<tr><td>開所前年度　3 月～</td><td>書類確認・ヒアリング・財務審査</td><td>事前協議</td></tr>
<tr><td>4 月</td><td>事前協議結果通知の発送
（認可見込みの可否の決定）</td><td></td></tr>
<tr><td>～5 月</td><td></td><td>設置事前協議書類の提出締切</td></tr>
<tr><td>6～8 月中旬</td><td></td><td>書類確認・ヒアリング・財務審査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8 月下旬</td><td></td><td>事前協議結果通知の発送
（認可見込みの可否の決定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度向け保育利用対象施設等一覧の記載内容照会</td></tr>
<tr><td>10 月中旬</td><td colspan="2">次年度向け保育施設等利用案内配付開始</td></tr>
<tr><td>12 月</td><td colspan="2">新設保育施設等研修会（12 月中 3 日間程度）</td></tr>
<tr><td>～1 月中旬</td><td colspan="2">認可申請書・確認申請書提出</td></tr>
<tr><td>2 月</td><td>公立保育所実習</td><td></td></tr>
<tr><td>～3 月</td><td>完了検査</td><td></td></tr>
<tr><td>3 月</td><td colspan="2">施設の審査等を経て認可・確認</td></tr>
<tr><td>4 月 1 日</td><td colspan="2">認可保育所の開園</td></tr>
</table>

（1）事前協議

保育所の設立にあたっては、円滑に手続きを進めるため、事業申請前に必ず事前協議をしていただくようお願いしております。事前協議の際には、あらかじめ電話などでご連絡の上、日程調整を行ってください。

また、事前協議は、施設の設計や工事を担当される方だけではなく、必ず施設を運営する事業者が来庁するようにしてください。

（2）事前協議書の提出・審査

協議事業者より提出された設置事前協議書等やヒアリング等にもとづき、運営体制や保育に対する考え方、用地や施設の現況、職員の確保状況等を審査します。

なお、審査において不適切と判断される内容がある場合、提出書類の記載内容やヒアリング等での回答内容に虚偽があった場合及び「3　設置者要件」の要件を満たしていない場合は、協議を中止させていただくことがあります。

（3）施設整備

事前協議結果通知で本市と協議を続けていく施設として決定しましたら、整備を伴う施設は、施設整備に着手してください。必ず開所年度の 4 月 1 日に整備が間に合うよう、余裕ある計画で整備を行ってください。

また、実際の建築にあたっては、建物の用途や建築確認までの手続きなど、必要な調整を十分に行ってください。

（４）新設園研修

12 月中に新設保育施設等研修会を実施します（３日間程度)。施設長及び栄養士又は管理栄養士向けの内容もございますので、仙台市内で初めて保育事業を行う施設につきましては、できる限り施設長予定者及び栄養士又は管理栄養士予定者本人にご出席いただけるよう調整のほどお願いいたします。

申請施設以外で仙台市内において認可保育所の運営経験がない法人につきましては、２月中に公立保育所での実習も行いますので、合わせて調整のほどお願いいたします。

（５）認可及び確認

認可申請書・確認申請書及び添付書類を提出してください。提出された書類をもとに、合議制の機関で意見を聴取します。問題がなければ認可・確認がされた施設として、４月１日より開所となります。

１３．協議について

（１）設置事前協議書類提出方法

持参または郵送で、記載要領に従って作成してください。

※提出期間最終日までに必着となるように提出してください。

（２）提出先

〒980-0011

住　所：仙台市青葉区上杉１丁目５番 12 号　上杉分庁舎７階

部署名：こども若者局幼稚園・保育部幼保企画課　宛

電　話：022-214-8753

ＦＡＸ：022-214-8489

メール：kod006162@city.sendai.jp

１４．留意事項

（１）制度の詳細について

認可保育所の詳細な事項は、本市条例や要綱等のほか、今後国から示される事業の取り扱いに関する通知等に基づくこととします。本手引きは認可等に係る要点（重要な点）をまとめたものですが、**必要事項を全て網羅したものではないため、関係法令等を漏れなくご確認いただきますよう、お願いいたします。**

（２）基準等の変更の可能性への対応

今後、国が示す制度の内容により基準等が変更となった場合、変更への対応等については施設の責任により行うこととし、市はその損害等を補償しません。

（３）設置のための費用及び施設改修費等について

協議者は、認可に係る協議が整わない場合や協議が途中で終了する場合を念頭におき、協議時点での不動産の売買、借地借家契約、金融機関からの借入、建物の整備に係る設計業務への支出等については慎重に判断してください。協議のために要した費用については全て協議者の負担とし、市は補償しないものとします。また、**保育所を実施するために必要となる改修費等についての補助はありませんので、**

施設の整備に係る費用は全て協議者の負担となります。

（4）個人情報等の取り扱い等について

事前協議書等の提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

また、応募に際し記載された個人情報・法人情報は、保育所の審査に関する範囲内のみで使用します。当該個人情報については、個人情報に関する法令、条例及び規定により適切に管理を行い、法令等による除外事項を除き、目的外利用及び第三者提供を行うことはありません。

（5）継続的な事業の運営について

事業開始後、児童が入所している場合、すべての児童が卒園等により在籍しなくなるまでの間は、原則として保育所を廃止および休止することはできません。設置地域周辺について十分に調査し、事業の継続性について検討いただいた上で、事前相談および協議申請を実施いただくようにお願いいたします。

（6）運営条件について

保護者向けの入所申込手続き案内資料等に掲載するため、結果通知発出後の計画の撤回や開所時間の短縮等の変更は、原則として認められません。運営条件については十分にご検討の上、申請いただきますようお願いいたします。

（参考）

◆　配置基準・必要面積等一覧

年齢	保育士配置基準	部屋面積	園庭面積
0歳	児童　3人につき1人	5.00㎡以上／1人	－
1歳	児童　6人につき1人	3.30㎡以上／1人	－
2歳		1.98㎡以上／1人	2歳以上児童数1人つき3.30㎡以上
3歳	児童15人につき1人		
4歳	児童25人につき1人		
5歳			

※保育士配置基準は、令和9年4月以降の本市における基準です。上記 8(2)にも記載のとおり、今後国の基準に基づき、変更になる可能性があります。

〈例〉児童構成モデル（定員 60 人の場合，最大入所児童数 72 人）

部屋		乳児室		ほふく室		保育室		合計
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
最大入所児童数（人）		6 人	9 人	9 人	16 人	16 人	16 人	72 人
基準	職員配置 児童：職員（　人　）	3：1	6：1	6：1	15：1	25：1	25：1	
	面積（㎡）	5.00：1	3.30：1	1.98：1	1.98：1	1.98：1	1.98：1	
必要保育士数（人）		2 人	2 人	2 人	2 人	1 人	1 人	10 人
最低必要面積（㎡）		30.00	29.70	17.82	31.68	31.68	31.68	172.56

※上記は，あくまでモデルですので，整備の参考程度に活用してください。
※必要最低の保育士数では，通常，勤務割が困難になります。また，クラスを担当しないフリー保育士 1 名の配置も必要です。
※必要面積は，手洗いやロッカー等を除いた有効面積です。
※このほか，遊戯室，厨房，トイレ，事務室，廊下等が必要となります。